

青梅市いじめの防止に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

近年における重大事態の事例を踏まえ、いじめへの対処をより一層強化するため、児童等、その保護者その他の者から相談を受けたとき等の取扱いを定めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市いじめの防止に関する条例の一部を改正する条例

青梅市いじめの防止に関する条例（平成 26 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 24 条」を「第 25 条」に、「第 25 条・第 26 条」を「第 26 条・第 27 条」に、「第 27 条・第 28 条」を「第 28 条・第 29 条」に改める。

第 12 条第 4 項中「第 25 条第 1 項」を「第 26 条第 1 項」に改める。

第 28 条を第 29 条とし、第 21 条から第 27 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 20 条第 1 項中「学校の教職員、市の職員その他の児童等からの相談に応じる者および児童等の保護者」を「児童等の保護者その他の者」に改め、同条第 2 項中「および教育相談所は、いじめにかかる通報を受けたときは、速やかに、学校へいじめの事実の有無について確認をするものとする。」を「は、前条の規定による報告を受けたときまたは前項の規定による通報を受けたときは、速やかに、学校へいじめの事実の有無について確認

をするものとする。教育相談所が前項の規定による通報を受けたときも、同様とする。」に改め、同条第3項中「前2項の規定による通報」を「前項の規定による確認」に改め、同条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(委員会への報告)

第20条 学校は、児童等、その保護者その他の者から当該児童等にかかるいじめの相談を受けたときは、ただちにその旨を当該学校の校長から委員会に報告しなければならない。次条第1項の規定による通報または同条第2項後段の規定による確認を受けたときも、同様とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。